

～土砂災害防止法による特定開発行為許可制度～

特定開発行為

土砂災害特別警戒区域内において
開発行為を行うには
土砂災害防止のため
知事の許可が必要です。

- 1 特定開発行為に該当する場合は、**土砂災害を防止するための対策工事等**が必要です。
- 2 対策工事等の計画が、政令で定める技術的基準に適合していると認められ、**知事の許可を得なければ特定開発行為に着手することはできません。**
- 3 対策工事等のすべてが完了した後、工事完了の届出を行い、**完了検査に合格しなければ、予定建築物を建築することはできません。**

※土砂災害防止法：正式名称【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】

例えば

土砂災害特別警戒区域内に
分譲宅地を計画するとき

許可申請書類提出

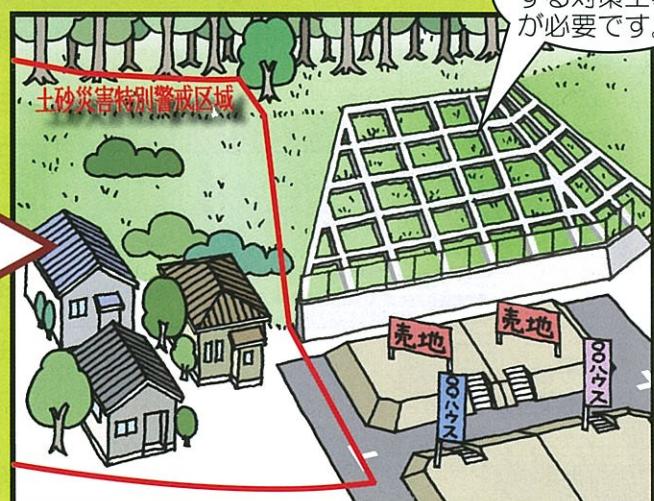
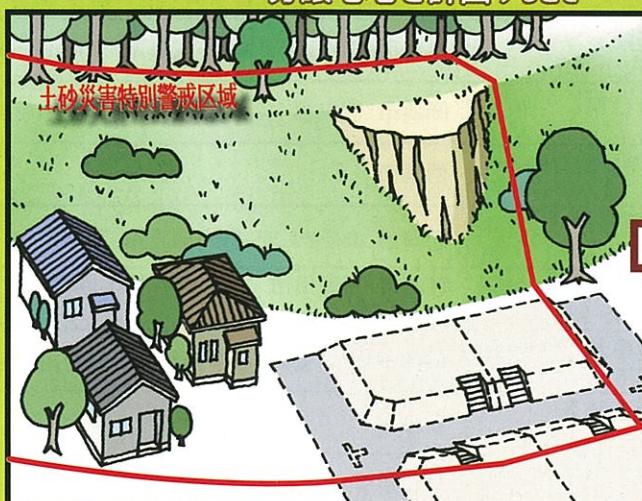
対策工事等の計画の審査

知事の許可通知、
工事着手届の提出

対策工事等の施工
工事完了届の提出

工事完了検査

土砂災害を防止する対策工事等が必要です。



「特定開発行為」となる3つのポイント



そもそも土砂災害特別警戒区域とは？

Red Zone レッドゾーン



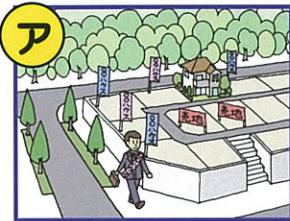
1 都市計画法における「開発行為」に該当する。

2 分譲住宅、賃貸住宅、老人福祉施設など特定の用途の建築物を建築する予定である。

3 予定建築物の位置が土砂災害特別警戒区域内にある。

これら全てに該当する場合は、特定開発行為に該当します！

特定開発行為の対象となる予定建築物の用途（制限用途）



分譲住宅、賃貸住宅、社宅などの住宅。
(自己用住宅は対象外)



特別支援学校及び幼稚園。

ウ



防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設。

エ



病院、診療所及び助産所。

オ



その他、ア～エの用途でないことが確定していないものが対象となる。

土砂災害警戒区域
(通称：イエローゾーン)

土砂災害特別警戒区域
(通称：レッドゾーン)

急傾斜地の上端

急傾斜地の下端

土砂災害警戒区域
(通称：イエローゾーン)

レッドゾーン

イエローゾーン

2h以内(ただし50mを超える場合は50m)

急傾斜地の高さ
10m

傾斜度30度以上

急傾斜地

レッドゾーン

イエローゾーン

2h以内(ただし50mを超える場合は50m)

急傾斜地の高さ
10m

傾斜度30度以上
急傾斜地

レッドゾーン
イエローゾーン

2h以内(ただし50mを超える場合は50m)
急傾斜地

レッドゾーン
イエローゾーン

2h以内(ただし50mを超える場合は50m)
急傾斜地

レッドゾーン
イエローゾーン

2h以内(ただし50mを超える場合は50m)
急傾斜地

レッドゾーン
イエローゾーン

2h以内(ただし50mを超える場合は50m)
急傾斜地